

在宅生活の支援（区の福祉サービス）

1 介護保険と関連する区の福祉サービス

※文中の「要介護」「要支援」「非該当（自立）」とは、介護保険の要介護認定結果のことです。

※文中の「事業対象者」とは、総合事業の基本チェックリストを受けた結果、事業対象と判定された人のことです。

ホームヘルプサービス（渋谷区独自）

介護保険・総合事業では対応できないホームヘルプサービスを提供します。ただし、介護保険・総合事業のサービスが優先します。

※費用は30分180円から。（生活保護受給中の人は無料。）

■ 介護予防時間延長等サービス

時間延長

- 内 容 総合事業の国基準訪問サービスの時間延長
- 対 象 要支援と認定された人または事業対象者で、総合事業の国基準訪問サービスの利用時間を延長して身体介護並びに身体介護を含む生活援助を行うことにより、介護予防の効果が見込まれる人

回数追加

- 内 容 総合事業の国基準訪問サービスの回数追加
- 対 象 要支援と認定された人または事業対象者で、総合事業の国基準訪問サービスの身体介護並びに身体介護を含む生活援助を限度まで利用している人で、回数を追加することにより介護予防の効果が見込まれる人

■ 生活援助サービス

- 内 容 介護保険または総合事業の生活援助と同等のサービス
- 対 象 要介護または要支援と認定された人で、同居家族がいることを理由に介護保険または総合事業の生活援助の全部または一部を利用できない人で、同居家族による介護が困難な人

■ 高齢者世帯援助サービス

- 内 容 介護保険または総合事業の生活援助と同等のサービス
- 対 象 要介護または要支援と認定された人で、65歳以上の自立した同居高齢者がいることを理由に介護保険または総合事業の生活援助の全部または一部を利用できない人で、同居高齢者の介護負担軽減が必要な世帯（日中高齢者のみ世帯等、事情のある場合を含む）

■ 外出介助サービス

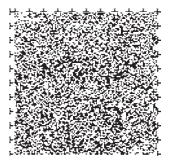
- 内 容 通院や散歩、近隣施設への外出介助
- 対 象 要介護または要支援と認定された人で、ひとり暮らし、または65歳以上の高齢者と同居している人（日中独居など事情のある場合を含む）

🔍 お問合せ先

各地区の地域包括支援センター（4または76～77ページ参照）

高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873



介護予防デイサービス支援（渋谷区独自）

総合事業の国基準通所サービスだけでは十分でない場合に、回数の追加をします。

- 内 容 区内の通所介護事業所で、レクリエーション・食事・入浴など、総合事業の国基準通所サービスと同様のサービスを行います。
- 対 象 要支援 1 または総合事業の事業対象者で、区内の通所介護事業所で国基準通所サービスを利用している人
- 利用回数 週 1 回まで（追加分）
- 費 用 1 回 600 円。生活保護受給中の人は無料。（昼食代、そのほか実費負担があります。）

訪問入浴介護（追加分）

介護保険の訪問入浴介護だけでは十分でない場合に、回数の追加をします。

- 内 容 自宅を訪問し、入浴の介助をします。
- 対 象 家庭内での入浴が困難なおおむね 65 歳以上の在宅の人で、以下の要件をすべて満たす人
 - 要介護と認定されていること
 - 介護保険で月 1 回以上訪問入浴介護を受けていること
 - 介護保険のケアプランを限度額まで組んでいること
- 利用回数 月 2 回まで（追加分）
- 費 用 1 回 1,000 円。生活保護受給中の人は無料。

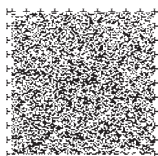
施設入浴介護

施設での入浴介助を行います。

- 内 容 区内の特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンターなどの施設を利用して、入浴の介助をします。
- 対 象 家庭内での入浴が困難なおおむね 65 歳以上の在宅の人で、以下の要件をすべて満たす人
 - 要介護・要支援と認定されていること
 - 自宅が狭い、またはひきこもりなどの理由により、介護保険の訪問入浴介護または介護予防訪問入浴介護を受けることが困難であること
 - 介護保険の訪問入浴介護または介護予防訪問入浴介護を利用していないこと
 - 介護保険の通所介護または総合事業の国基準通所サービスを利用していないこと
- 利用回数 週 1 回まで
- 費 用

| | |
|-----|-----------|
| 一般浴 | 送迎有 500 円 |
| | 送迎無 250 円 |
| 機械浴 | 送迎有 650 円 |
| | 送迎無 400 円 |

生活保護受給中の人は無料。
（いずれも 1 回あたりの費用）



住宅設備改修給付

日常の動作が困難であり、住宅の改修が必要な場合に、下記の内容について、住宅設備の改修を行います。

- 内 容
 - 浴槽の取替え
 - 流し・洗面台の取替え
 - 階段昇降機の設置
- 対 象
 - 要介護・要支援と認定されたおおむね 65 歳以上の在宅の人（階段昇降機は要介護 3～5 と認定された人）
 - 浴槽の取替えは、身体機能の低下により既存の浴槽での入浴が困難な人
 - 流し・洗面台の取替えは、車いす使用の人（流し台の取替えは、高齢者本人が主に調理を行う場合）
 - 階段昇降機の設置は、車いすなどを利用し、日常的に階段を昇降する必要がある人
- 費 用
 - 給付限度額の 1 割（実際の工事額が下回る場合はその額の 1 割）および限度額を超えた分の全額（生活保護受給中の人は限度額内を免除）

※注意：すでに工事をしている場合は、対象となりません。必ず、事前にご相談ください。



お問合せ先

各地区の地域包括支援センター（4 または 76～77 ページ参照）
高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873

介護保険ショートステイの緊急利用、短期利用

介護者の急な病気や冠婚葬祭への出席など切迫した事情で短期間の利用が必要になった場合に利用できるショートステイです（要介護・要支援と認定された人が対象です）。

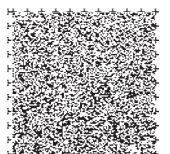
| | 実施施設 | お問合せ先 | 定員 | 申込受付 |
|------|-----------------|-------------|-----|-----------------|
| 緊急利用 | つばめの里・本町東 | ☎ 6383-3872 | 1 床 | 緊急時 |
| 短期利用 | 美竹の丘・しぶや | ☎ 5464-6800 | 2 床 | 利用したい日の 10 日前から |
| | | | 1 床 | 利用したい日の 5 日前から |
| | 総合ケアコミュニティ・せせらぎ | ☎ 5790-0887 | 2 床 | 利用したい日の 10 日前から |
| | | | 1 床 | 利用したい日の 5 日前から |

- 利用限度 緊急利用は、1 回あたり 6 日以内。短期利用は、1 回あたり 5 日以内。
 - 費 用 介護保険ショートステイの 1 割か 2 割または 3 割の利用者負担と、食費・滞在費の実費負担
- ※平成 30（2018）年 8 月から、特に所得の高い人の負担割合が 3 割になりました。（13 ページ参照）



お問合せ先

上記の各実施施設まで



2 食事・理美容に関するサービス

食事券事業

区内の食事券事業協力店で食事をする時などに利用できる食事券を販売します。

- 対象 要介護・要支援と認定された在宅の人
- 費用 1冊・10枚綴り 1,000円（月3冊まで購入可能）
- 販売場所 高齢者福祉課、出張所、地域包括支援センター
- 利用方法 区内の食事券事業協力店で食事をする時などに、1人1枚250円として利用できます。（食事券事業協力店一覧は食事券購入時にお渡しします。）

※配食事業との併用はできません。

配食事業

配食事業協力店が栄養バランスの取れた食事をお届けし、同時に安否確認を行います。

- 対象 要介護・要支援と認定された在宅の人
- 利用方法 事前に登録が必要です。登録後、配食事業協力店に利用者番号を伝えて、直接ご注文ください。
- 利用回数 1日1食まで
- 費用 区の補助額150円を差し引いた食事代（1食）

※食事券事業との併用はできません。

理容・美容利用券交付

組合加盟店の店舗、または自宅への出張により理髪などを行う際に利用できる「理容・美容利用券」を申請により年間4枚まで交付します。

- 対象 65歳以上で要介護4以上と認定された在宅の人
- 費用 自宅利用 550円
店舗利用 363円

※障がい者福祉課の「福祉理容美容券」を利用または申請済みの方は申請できません。



🔍 お問合せ先

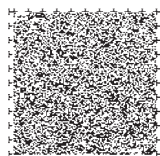
渋谷区社会福祉協議会

☎ 5457-2200

各地区の地域包括支援センター（4または76～77ページ参照）

高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873



3 ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の人へ

セーフティネット見守りサポート事業

見守りサポート協力員が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、日常生活に不安があり見守りが必要な人を対象に、日常生活の見守りや援助、医療や介護サービスの橋渡しをします。

緊急救急情報キット

緊急連絡先、かかりつけ医療機関などを緊急情報シートに記入し、緊急救急情報ボードに挟んで冷蔵庫に貼って保管しておくものです。緊急時、救急隊に必要な情報を伝える助けになります。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯（日中高齢者のみになる世帯を含む）
- 申込先 各地域包括支援センター



お問合せ先

各地区の地域包括支援センター（4または76～77ページ参照）
高齢者福祉課 高齢者相談支援係

☎ 3463-1989

救急通報システムの設置

緊急時に、無線発報器を用いて民間警備会社に通報する機器を設置します。通報を行うことにより、必要に応じて救急車の要請と同時に出動員が速やかに駆け付けます。

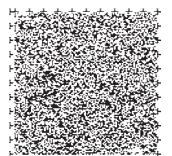
- 対象 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上のみの世帯（日中高齢者のみになる世帯を含む）、または同居する家族（65歳未満）が疾病等で緊急時対応が困難な世帯で、身体に慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある人
- 費用 月額198円（別途通信料がかかります）



お問合せ先

各地区の地域包括支援センター（4または76～77ページ参照）
高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873



寝具乾燥

身体機能の低下または住宅環境などにより寝具を干すことが困難な場合に、寝具の乾燥を行います。

- 対象 在宅の65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯に属する人で以下の要件をすべて満たす人
 - 要介護・要支援と認定されており、虚弱等で寝具を干すことが困難であること
 - 総合事業の訪問型サービスまたは介護保険の「訪問介護」の利用による寝具乾燥が困難であること
- 内容 月1回の乾燥、年1回の丸洗い
(敷布団2枚、掛布団1枚、毛布1枚)
- 費用 ●乾燥 1回330円 ●丸洗い 1回400円

🔍 お問い合わせ先

各地区の地域包括支援センター (4 または 76~77 ページ参照)
高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873

軽作業代行サービス

日常生活における簡単な作業を低価格で代行します。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯(日中高齢者のみになる世帯を含む)
 - 内容と費用
 - 電球などの交換 (1時間 200円)
 - ベランダや窓の掃除・通院や散歩の付き添い・庭木の水やり (1時間 500円)
 - 植木のせん定 (3時間 4,000円)
 - 除草 (3時間 2,500円)
 - 申込先 シルバー人材センター ☎ 5465-1876
- ※生活保護受給中の人は無料
- ※申込時に「渋谷区軽作業代行サービス利用希望」とお伝えください。

🔍 お問い合わせ先

シルバー人材センター
高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 5465-1876

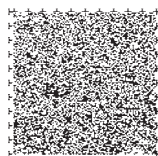
☎ 3463-1873

避難行動要支援者対策事業

避難行動要支援者の支援

渋谷区では、一定の要件に該当する人を「避難行動要支援者」と定め、「避難行動要支援者名簿」を作成して自主防災組織(=町会)をはじめとする関係機関へ配付し、災害時の避難支援に備えています。

※登録要件や登録申請の方法については、問合せください。



家具転倒防止金具の取り付けと移動

高齢者や障害のある人がいる世帯を対象に、家具転倒防止金具を取り付け、ガラス飛散防止フィルムの貼付け、家具の移動を行います。

※賃貸住宅に住んでいる人は家主の承諾を得てください。

- 対象 下記のいずれかに該当する世帯
 - 区分1 単身の高齢者（65歳以上）世帯および高齢者のみの世帯
 - 区分2 ねたきりの高齢者がいる世帯
 - 区分3 1～3級の身体障害者手帳を持つ人がいる世帯
 - 区分4 1～3度の愛の手帳を持つ人がいる世帯
 - 区分5 1、2級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人がいる世帯
- 内容 たんすや本棚などの家具に、家具転倒防止金具（L型ベルト式、ストッパー式、ポール式）を取り付けます。寝室や廊下などにある家具を、けがや通路のふさがりが発生しにくい場所に移動します。食器棚や本棚などにガラス飛散防止フィルムを貼付けます。
- 費用 無料（1世帯につき家具3点）



お問合せ先

防災課 災害対策推進係

☎ 3463-4475

木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業

地震に強いまちづくりを推進するため、耐震性が劣るとされている古い木造住宅に対して、無料で建築士を派遣し耐震診断を行います。

- 対象となる建築物
 - 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- 申し込みできる人
 - 上記の建設物の所有者

木造住宅耐震改修助成事業

地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成します。

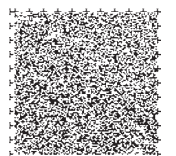
- 対象となる建築物
 - 渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業による耐震診断を受けている建築物
- 助成の対象となる人
 - 渋谷区に居住している所有者
- 助成の対象となる工事および助成金額
 - 地震が起きた時、建物が倒壊しにくい構造にする工事
 - 改修工事などに要した費用によって、最高106万円または150万円まで助成します。
 - ※65歳未満の人は最高56万円または100万円まで



お問合せ先

木密・耐震整備課 整備促進係

☎ 3463-2647



ごみの訪問収集

可燃・不燃ごみや資源を集積所まで持ち出すことが困難な人のために、玄関先などまで収集に伺います。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯
- 費用 無料

※収集日の午前8時までに玄関勝手口、ドアの前など決められた場所に収集対象物を出す必要があります。



粗大ごみの運び出し収集

粗大ごみを屋外に運び出すことが困難な人のために、本人または代理人の立ち会いのもと、室内もしくは玄関、ドア前などから収集します。

- 対象 身近な人などの協力が困難で、粗大ごみを自ら運び出すことができない65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯
- 費用 無料 ※品物の処理料金は別途かかります。

※以下のものは運び出しできません。

- 適正処理が困難なもの、長尺物・重量物・出入口から出せないもの
- 取り外し工事や解体作業が必要なもの



お問合せ先

渋谷区清掃事務所

☎ 5467-4300

4 認知症の人へ

ものわすれのしおり（認知症ケアパス）

認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく症状に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護などの支援を受けられるのか大まかな解説をした渋谷区民向けの冊子です。

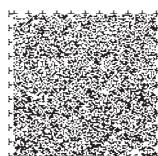
認知症の人の理解やケアにお役立てください。なるべく早い時期から適切な対応ができるようご活用ください。



お問合せ先

各地区の地域包括支援センター（4 または 76～77 ページ参照）
高齢者福祉課 高齢者相談支援係

☎ 3463-1989



認知症疾患医療センター

東京都の指定を受けた、認知症の専門医療機関です。専門医による認知症の診断および認知症に伴う行動・心理症状(怒りっぽさ・幻覚・妄想など)や身体合併症の対応を行なっています。

| 地域連携型認知症疾患医療センター (渋谷区担当) | |
|-----------------------------|---|
| 東京女子医科大学附属 成人医学センター | |
| 電話 | 03-3499-1917 |
| 相談受付時間 | 月～金 9時～17時 土 9時～12時 ※第3土は休診 |
| 診察時間 | 月～金 9時～17時 第1・2・5土 9時～12時 第1・3・5日 13時～17時 |
| 所在地 | 渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワービル20階 |

| 地域拠点型認知症疾患医療センター (東京都西南部 渋谷区・目黒区・世田谷区) | |
|---|-----------------------------------|
| 東京都立松沢病院 認知症疾患医療センター | |
| 電話 | 03-3303-7211 (代表) |
| 受付時間 | 月～金 9時～17時 土 9時～12時 ※土は電話のみ |
| 所在地 | 世田谷区上北沢2-1-1 |

見守りキーホルダー

見守りキーホルダーは、認知症の症状による行方不明の不安がある高齢者が保護された場合に、迅速に対応・情報提供するためのキーホルダーです。

見守りキーホルダーを持った人を保護した警察などから24時間・365日対応のコールセンターへ照会の連絡があった場合は、緊急連絡先を提供するとともにコールセンターから緊急連絡先へ連絡します。

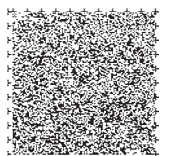
- 対象 区内に在住し、かつ在宅している人で、認知症の症状があり、見守りが必要な人

おかえりサポートメール

おかえりサポートメールは、事前に認知症により行方不明になる恐れがある人の情報を登録し、万が一行方不明になられた時に、協力者(おかえりサポーター)にメールにて情報提供し、いち早く発見・保護へつなげるものです。

- 対象 区内に在住し、かつ在宅している人で、認知症の症状があり、見守りが必要な人

おかえりサポーターの登録フォーム



5 介護者、家族の人へ

在宅療養支援ショートステイ事業

在宅で療養中の高齢者に対して、短期入所（ショートステイ）用のベッドを区が確保し、在宅療養高齢者の生活の充実およびその介護者の負担軽減を図ります。

●対象

区内に住所を有し、下記のいずれかの医学的管理を必要とする状態で、在宅療養している要介護者・要支援者の人

ア 在宅酸素療法 イ 褥瘡処置およびその他の皮膚疾患の処置 ウ インスリン エ 経管栄養
オ カテーテル カ ストーマ キ 40歳から64歳までの特定疾病による要介護・要支援認定者
ク その他医療依存度の高い高齢者

●実施施設

つばめの里・本町東

●利用方法

利用を希望する日の属する月の2か月前の1日から、ケアマネジャーを通じてお申し込みください。

●利用限度・費用

介護保険法による利用限度、費用の負担があります。

 **お問合せ先**

つばめの里・本町東
高齢者福祉課 高齢者相談支援係

☎ 6383-3872
☎ 3463-1989

家族介護者教室

高齢者を介護している家族や介護に関心のある人を対象に、介護方法の指導などを行なっています。

- 実施場所
- けやきの苑・西原
- あやめの苑・代々木
- 総合ケアコミュニティ・せせらぎ
- つばめの里・本町東
- かなみの杜・渋谷
- ケアコミュニティ・原宿の丘
- ひがし健康プラザ
- ケアステーション笹幡
- グループホーム笹塚
- 恵比寿西二丁目
- パール
- つるとかめ

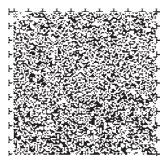
●費用 教材費など、実費負担があります。

※募集は、しぶや区ニュースなどでお知らせします。



 **お問合せ先**

上記の各実施施設まで（68～70 ページ参照）



介護者リフレッシュ交流会

広く介護者同士の交流の場として、健康教育・リラクゼーション・ミニ講話などのテーマを設けて開催しています。介護者同士の交流を通して、心身のリフレッシュを図ります。

●実施場所 各地域包括支援センター

※募集は、しづや区ニュースでお知らせします。

🔍 お問い合わせ先

各地区の地域包括支援センター（4 または 76～77 ページ参照）

高齢者福祉課 高齢者相談支援係

☎ 3463-1890・1989

介護職員初任者研修受講料補助

介護職員初任者研修課程を修了し、区内介護事業所に一定期間従事している人に、受講料を補助します。

●対象 以下の要件を全て満たす人

●前年度以降に介護職員初任者研修課程を修了し、その修了証明書の交付を受けた人

●介護職員初任者研修課程を修了した日から6か月以内に介護職員として区内の介護事業所に従事した人

●上記の介護事業所で介護職員初任者研修課程修了後3か月以上従事し、申請時においても従事している人

●他の制度による類似の助成を受けていない人

●補助金額 受講料の全額（上限70,000円）

🔍 お問い合わせ先

高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873

介護職員実務者研修受講料補助

介護職員実務者研修課程を修了し、区内介護事業所に一定期間従事している人に、受講料を補助します。

●対象 以下の要件を全て満たす人

●前年度以降に介護職員実務者研修課程を修了し、その修了証明書の交付を受けた人（令和3年度のみ当該年度以降）

●介護職員実務者研修課程を修了した日から6か月以内に介護職員として区内の介護事業所に従事した人

●上記の介護事業所で介護職員実務者研修課程修了後6か月以上従事し、申請時においても従事している人

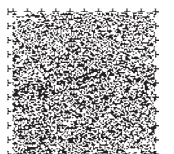
●他の制度による類似の助成を受けていない人

●補助金額 受講料の全額（上限100,000円）

🔍 お問い合わせ先

高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873



6 介護予防事業

口腔機能の向上事業

要支援・要介護状態になることを予防するために、歯科医師指導による口腔機能検査、顔・口のトレーニングの紹介など、口腔機能低下予防のための事業を実施します。

- 対象、資格 自分で通所できる 65 歳以上の人
- 場所、会場 区内施設ほか
- 費用 無料

※実施日・会場などは、しぶや区ニュースなどでお知らせします。



お問合せ先

渋谷区口腔保健支援センター プラザ歯科診療所
渋谷区歯科医師会
介護保険課 介護総合事業係

☎ 5466-2770
☎ 3770-2341
☎ 3463-1888

運動器の機能向上事業（高齢者健康トレーニング教室）

マシントレーニング、ボール、セラバンドを使った運動やストレッチなど、転倒の防止、筋力の維持・向上のための事業を実施します。

- 対象、資格 自分で通所できる 65 歳以上の人
- 場所、会場 区内施設ほか
- 費用 保険料（実費）負担があります。

※実施日・会場などは、しぶや区ニュースなどでお知らせします。

お問合せ先

介護保険課 介護総合事業係

☎ 3463-1888

健康はつらつ事業

高齢者が身近なところで継続的に、創作的活動（文化講座）や運動を行うことで、要支援・要介護状態になることを予防し、高齢者の健康づくりを促進します。

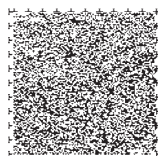
- 対象、資格 自分で通所できる 65 歳以上の人
- 場所、会場 区内施設ほか
- 費用 文化講座 教材費（実費）の負担が必要な場合があります。

※実施日・会場などは、しぶや区ニュースなどでお知らせします。

お問合せ先

健康はつらつ事務局

☎ 3464-5170



元気すこやか事業

創作的活動（文化講座）や運動などを行う講座を実施することにより、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、高齢者の健康づくりを促進します。

- 対象、資格 自分で通所できる 65 歳以上の人
- 場所、会場 渋谷区かなみの杜・渋谷
- 費用 文化講座：教材費（実費）の負担が必要な場合があります。

※実施日などはしゅや区ニュースなどでお知らせします。

? お問い合わせ先

渋谷区かなみの杜・渋谷

☎ 5784-3872

若返るダイヤモンド体操

高齢者の転倒予防、認知症予防、口腔機能維持を目的として、座位・立位・エアロビクス・セラバンドを使用した体操を実施します。また地域の高齢者が運営や指導の担い手となることにより、高齢者の継続的な社会参加を促します。

- 対象 区内在住のおおむね 60 歳以上の人
- 会場 区内施設ほか
- 費用 無料。ただし、保険加入料が別途発生します。

※実施日・会場などは、しゅや区ニュースなどでお知らせします。

? お問い合わせ先

高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873

体力測定事業

運動機能の数値化を行うことで、ご自身の身体状況を客観的に把握できるよう、体力測定事業を実施します。測定にあたっては専門職が関与することで、より正確な測定を行うとともに、運動や介護予防事業等への参加につなげます。

- 対象 区内在住の 60 歳以上の人

※実施方法などは、しゅや区ニュースなどでお知らせします。

? お問い合わせ先

高齢者福祉課 サービス事業係

☎ 3463-1873

遊湯（ゆうゆう）～ひろば

おおむね 60 歳以上の人を対象に、公衆浴場を利用して健康体操や民謡など、さまざまなプログラムと入浴をセットにした事業を実施しています。

※実施日・内容などは、しゅや区ニュースなどでお知らせします。

- 費用 「高齢者入浴デー利用者証」または「介護保険被保険者証」のある人 … 無料
そのほかの人 … 200 円

※高齢者入浴デー利用者証の交付申請については 45 ページをご参照ください。

? お問い合わせ先

福祉部 管理課 民生係

☎ 3463-1832

